

令和7～9年度 財務課不祥事ゼロプログラム

財務課は、不祥事の未然防止を図り発生をゼロにすることを目的として、次のとおり財務課不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

財務課不祥事ゼロプログラムの実施責任者は財務課長とし、財務課副課長がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

- ・ 職場研修により、職員の不祥事防止への当事者意識を向上し、各自が不祥事の未然防止に主体的に取り組む。
- ・ 日々のグループミーティングや随時の所属全体ミーティングにより、業務の進捗状況を相互に情報共有し、職員間の相互チェック体制と業務協力体制の確立に重点的に取り組む。
- ・ 管理職は、不祥事の未然防止のため、個別面談等による聞き取りや職員への声かけにより所属内の状況把握に努める。

項目名	目標	行動計画
法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）	法令遵守意識の向上により、不祥事の発生を未然に防止する。	○ 所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。 ○ 「神奈川県職員行動指針」に基づき、公務内外において、常に高い倫理感を持った行動を徹底する。
職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止	職場のハラスメントの発生を未然に防止する。	○ 所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。
個人情報等の管理、情報セキュリティ対策	個人情報の流出を未然に防止するため、その管理とセキュリティ対策を徹底する。	○ 所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。 ○ グループごとに、保有する個人情報の再点検を行う。
交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	交通事故の発生や酒酔い、酒気帯び運転を未然に防止する。	○ 所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。
業務執行体制の確保等	職員間の相互チェック体制や業務協力体制を確立し、適切に業務を遂行する。	○ 所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。 ○ 本庁を除く教育委員会全所属を対象に、財務事務調査による指導を実施する。

財 務 事 務 等 の 適正執行	全ての経理処理を適切に行うとともに、事故を未然に防止する。	○ 教育委員会の財務事務指導の所管課として、各所属の経理処理の点検及び指導を適切に行う。 ○ 本庁を除く教育委員会全所属を対象に、財務事務調査による指導を実施する。＜再掲＞ ○ 会計処理に関する研修を行い、不適正な経理に係る再発防止策の徹底を図る。 ○ 執行手続について、財務規則等に基づき、契約方法、進行管理及び決裁権限の確認を徹底する。
---------------------	-------------------------------	---

3 検 証

(1) 中間検証

2に規定する行動計画について、各年度12月中に実施状況を確認し、未実施があった場合は、同年度2月中に補完措置を講ずる。また、目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、適宜修正を行う。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、各年度3月初旬に実施状況を確認し、目標達成についての自己評価を行う。その結果、目標や行動計画を修正する必要がある場合は、適宜修正を行う。